

農林水産大臣による漁港区域の指定・変更について

(1) 漁港区域の指定について、

- ① 利用範囲が全国的である第三種漁港
- ② 離島等において漁場の開発や漁船の避難上、特に必要な第四種漁港については、全国的な見地に立脚して判断する必要があることから、農林水産大臣が、指定しているところ。この場合において、農林水産大臣は、水産政策審議会の承認を経、かつ関係地方公共団体の意見を聞くとともに国土交通大臣と協議することとされている。

(2) 農林水産大臣によるこれらの漁港区域の指定については、

- ① 仮に、漁港区域の指定・変更の権限を都道府県知事に移譲した場合、第三種漁港については全国的な利用に支障が生ずる恐れがあるほか、
- ② 特定第三種漁港、第四種漁港については、大規模な施設整備を行う特定漁港漁場整備事業を施行する場合、国の高い負担・補助率が法令により定められていることからも引き続き国が指定する必要がある。

(3) 地元調整が整えば、知事から提言を受けて農林水産大臣は短期間で区域指定・変更手続きを行うことが可能であり、国家戦略特区で対応する必要がないものとする。

港湾区域及び臨港地区での漁港漁場整備事業の実施について

- (1) 漁港においては、水揚げから加工流通に至る一連の水産物供給の効率化を図る観点から、陸揚げ、荷さばき、加工施設等を総合的かつ計画的に整備する必要がある。
このため、漁港漁場整備法により、漁港区域を指定して、その区域内の施設の整備を漁港漁場整備事業により実施する仕組みとなっている。
- (2) なお、港湾区域及び臨港地区であっても、次のように漁港区域の指定・変更を行うことにより、漁港漁場整備事業を行うことが可能である。
- ① 利用範囲が全国的でない場合には、都道府県知事又は市町村長が第一種漁港又は第二種漁港に指定すること
 - ② また、利用が全国的である第三種漁港についてその区域を港湾区域内に拡大する場合にも、地元調整が整えば知事から提言を受けて農林水産大臣は区域の変更手続きを短期間で行うこと（港湾区域に隣接する第三種漁港の区域を拡大した例として、平成15年1月に実施した愛媛県八幡浜漁港の事例がある。）

上屋建替え時の旧施設の補助金返還免除

- (1) 国の補助金等は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）により、補助金等により取得された財産の処分については、各省庁の長の承認を受けるとされている。（同法第22条）
- (2) これを受け、農林水産省においては、処分制限期間内に財産処分しようとする者に対し、その処分内容に応じた国庫納付等の条件を付して承認を行うこととしている。
- (3) また、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又は、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るために、地方公共団体が概ね10年を経過した補助対象財産を他の目的に使用するなどの場合には、原則、国庫納付等の条件を付さずに報告書の受理をもって国の承認があったものとみなすという取扱いを平成20年から行っている。
- (4) 今回の案件は、現在利用中の既存の市場施設を廃止し、同じ敷地に、新たに補助事業を活用した高度な市場施設を新設するものであり、新たな補助金を受けるための処分であることから、上記(3)には該当しないと考えられる。
- (5) 仮に本件について、特区として補助金返還免除とした場合、補助事業により取得された財産の公正かつ効率的な使用を担保することができず、処分制限期間内における新たな補助事業による安易な施設の建替えの要望を他地区においても惹起しかねないおそれがあるものと思料。